

## 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

少子化の進行に伴い、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、国が定める指針に即して「行動計画」を策定し、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進することとなりました。

本市においても、平成17年度に「幸手市次世代育成支援行動計画」を策定し、この計画に基づき、本市における子育てを支援してきました。

このような取り組みが全国で実施されてきましたが、平成17年には、初めて総人口が減少に転じるなど、今後一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しが示されました。このような状況を踏まえ、国では、平成19年12月の『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、平成20年2月の「新待機児童ゼロ作戦」など、少子化対策の課題や方向性、推進目標等を定めてきました。

「幸手市次世代育成支援行動計画・後期計画」は、これら少子化対策の方向性等を踏まえて前期計画の見直しを行い、子育て支援に関する総合的かつ計画的な施策を推進することを目的に策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、成長できる環境の整備を図るため、児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの関連する分野を網羅した基本的かつ総合的な計画であり、「第4次幸手市総合振興計画」を上位計画とし、子育て支援に関する今後の取組の方向を示すものとして策定しました。

## 3 計画期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的かつ計画的な取り組みを促進するために制定されものであり、これを受け、前期計画は、平成17年度を初年度とし平成21年度までの5年間を計画期間とする計画として策定されました。本後期計画は、前期計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間として策定するものです。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期計画実施期間 (平成17年度～21年度)									
					後期計画実施期間 (平成22年度～26年度)				